

令和 6 年度の手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する取組状況

1. 情報の取得等におけるバリアフリー化（条例第 10 条）
2. 人材育成（条例第 11 条）
3. 啓発、意思疎通手段及び学習機会の確保
（条例第 12 条）
4. 学校設置者の取組み（条例第 13 条）
5. 事業者への協力（条例第 14 条）

※ 岐阜県では、令和 6 年度から令和 8 年度までの障がい者に対する基本的な計画「第 4 期 岐阜県障がい者総合支援プラン」を定めており、プラン第 4 章「分野別施策」、「6 情報 環境の整備」、「(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の 促進に関する条例の推進」に定める施策と連動しています。

※ 資料中【】は、令和 5 年度実績からの増減

I. 情報の取得等におけるバリアフリー化

第十条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

① 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザイン化を一層徹底します。また、県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに概要を掲載します。

(広報課)

(障害福祉課)

施策実施状況

- ホームページ研修
ウェブアクセシビリティの必要性や作業上の留意点を周知した。
- 差別解消推進員研修において、映像制作等にあたっての配慮などを記載した「障がいのある方の配慮マニュアル」を配布し、配慮を呼びかけた。

② 視覚障がい者に県政情報を的確に伝え、県政への理解を深めていただくため、点字版、音声版、テキストメール版の県広報を配布します。また、聴覚障がい者が県政情報を入手できるよう、地上デジタルデータ放送等を活用した情報発信や、手話通訳と字幕等の文字情報が得られる動画の県のホームページへの掲載など、今後も、広く県民の方に県政情報を届けるため、様々な媒体や手法の活用に努めます。

(広報課)

施策実施状況

- 県政情報の発信
 - ・県広報点字版 239 部【△7】、県広報音声版 149 部【-】
 - ・県広報テキストメール版 17 通【+2】
 - ・地上デジタルデータ放送 毎週 40 項目【-】
- 知事記者会見の手話付き動画の配信
知事記者会見：17 回【+1】

③ 県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、手話通訳や字幕入りでの制作に努めます。

(広報課)

(障害福祉課)

施策実施状況

○ 字幕付き等番組の制作

県政広報テレビ番組（ぎふ県政ほっとライン、ぎふ県だより）での手話通訳・字幕入り放送を実施した。

・ぎふ県政ほっとライン 制作数：40本【△】（うち手話通訳・字幕入り放送40本【△】）

・ぎふ県だより 制作数：52本【-】（うち手話通訳・字幕入り放送52本【-】）

○ 差別解消推進員研修において、映像制作にあたっての配慮などを記載した「障がいのある方の配慮マニュアル」を配布し、配慮を呼びかけた。（再掲）

④ 聴覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、議場の大型モニターや本会議のテレビ中継及びインターネット配信（ライブ・録画）において手話通訳を表示します。

(議会事務局議事調査課)

施策実施状況

○ 全ての本会議において、テレビ中継及びインターネット中継（ライブ・録画）の際に手話付き動画を配信した。

・定例会・臨時会 22日間分【-】

⑤ 視覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、広報紙「県議会だより」の点字版及び音声版を整備します。

(議会事務局議会総務課)

施策実施状況

○ 臨時会・定例会毎に、広報紙「県議会だより」の点字版及び音声版を作成した。

・県議会だより 発行回数：5回【-】（うち点字版・音声版入り作成5回【-】）

⑥ 県庁見学等での来庁時において、手話通訳者の同行など意思疎通の確保に努めるほか、希望者には県庁舎の点字パンフレットの貸出しを行うとともに、県庁舎正面玄関等での音声案内装置や県庁舎内各所での点字・触地図による案内板の設置などに努めます。

(総務部管財課)

施策実施状況

○ 県庁舎見学での手話通訳者同行：1件【+】

○ 筆談ボード等（紙対応を含む）：県庁舎及び全総合庁舎に設置した。

⑦ 市町村相談窓口における手話通訳者の配置や市町村の発行する広報紙の音訳・点訳化について市町村に対し働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 聴覚障害者情報提供施設運営費（聴覚障がい者の福祉向上のための事業（アウトリーク事業））
手話等に関するアウトリーク事業
 - ・聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座

実績：50件【+12】（行政（市役所）、教育機関、支援機関）
年間参加者：約1,700名【△440】

⑧ 意思疎通支援機器である点字プリンターや筆談ボード、ヒアリングループ、遠隔手話通訳用タブレット端末、S Pコード読み取り装置、色弱模擬フィルタを各所属に貸し出すことで、意思疎通支援を推進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 意思疎通支援機器の貸出
 - ・貸出対象品目：タブレット端末（遠隔手話通訳用）、磁気誘導ループ、テルミー、筆談ボード、点字プリンター、色弱模擬フィルタ（バリエントール）
 - ・貸出実績はなし【-】
貸出実績はないが、障害福祉課が主催する会議やイベントにおいて点字プリンター や磁気誘導ループを使用した。

⑨ 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂及び職員研修、手話通訳者等の派遣費用の確保等により、県主催行事における障がい者の意思疎通支援の対応を推進します。また県が作成する案内やパンフレットについては、点字版や音声版のほかWEBの活用など様々な媒体や手段を活用した情報発信に努めます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂
 - ・令和4年5月の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行や令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行を契機に、令和6年5月に「障がいのある方の配慮マニュアル」を改訂
- 意思疎通支援者派遣事業
 - ・手話通訳者派遣数：100件【+32】 216名【+42】
 - ・要約筆記者派遣数：26件【+7】 85名【+16】
 - ・障害者芸術・文化等のイベント等に多数派遣。

- 職員研修の実施
 - ・差別解消推進員研修において、「障がいのある方の配慮マニュアル」を周知徹底した。
- 「岐阜県障がい者福祉の手引き」の作成
 - ・岐阜県公式ホームページを掲載
 - ・点字版・音声版を作成
- 県が作成するチラシに音声コード・ユニボイスを活用した
- 「障がいのある人とのコミュニケーション」を増刷

⑩ 国政選挙及び県選挙において、選挙公報の点字版及び音声版を発行します。また、市町村長選挙においても選挙公報の点字版及び音声版が発行されるよう働きかけます。

(選挙管理委員会事務局)

施策実施状況

- 令和6年執行衆議院議員総選挙及び令和7年執行知事選挙において、県選挙管理委員会で点字版及び音声版の選挙公報を発行した。また、市町村選挙においても点字版及び音声版の選挙公報を発行するよう、市町村選挙管理委員会へ働きかけた。

⑪ 災害時に要配慮者の避難先となる「福祉避難所」において、円滑な情報伝達も含めた支援体制の構築が進むよう、市町村に対し福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等を実施します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

施策実施状況

- 福祉避難所充実強化支援事業

福祉避難所充実強化に向け、市町村に対し実態調査を通じた指定状況や課題の把握、個別ヒアリングを通じた助言、福祉避難所の開設・運営に関する研修、各種会議等における周知・啓発等を実施した。

 - ・福祉避難所実態調査：42市町村 532福祉避難所（R6.6.1時点）
 - ・市町村個別ヒアリング：19市町【+7】
 - ・福祉避難所開設・運営研修：市町村・施設職員 30名参加
 - ・各種会議等における福祉避難所や県の取組に係る周知・啓発

⑫ 災害時に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を派遣する体制やICT機器を活用した遠隔手話通訳の体制を整備します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 「災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者派遣実施要項（平成21年2月16日施行）」に基づき体制を整備。

- 遠隔手話通訳システムを（一社）岐阜県聴覚障害者協会内に設置し、体制を整備。
(令和2年度)
※新型コロナウイルス感染症に係る受診及び災害時に利用

⑬ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 119番通報システムの周知
・「岐阜県障がい者福祉の手引」に掲載し、周知を行った。

⑭ 電話リレーサービス（聴覚障がい者と耳が聞こえる人との通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスの認知度向上に向けた周知広報に努めます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 電話リレーサービスの周知
・「岐阜県障がい者福祉の手引」に掲載し、周知を行った。

⑮ 「110番アプリシステム」及び「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。

(警察本部通信指令課)

施策実施状況

- 110番アプリシステムを含めた「総合通信指令システム」を24時間体制で運用することで、県民からの緊急通報に迅速、的確に対応。
・FAX110番：26件【△6】
・110番アプリシステム：40件【△26】（うち障がい者からの通報は5件【+2】）
・「110番の日のイベント」などにおいて、110番アプリシステムの周知を行った。

⑯ 運転免許更新時等において、聴覚障がい者の特性に応じ、筆談等により分かりやすい説明に配意した意思疎通手段を利用するなど、聴覚障がいのある方への支援の充実を図ります。

(警察本部運転免許課)

施策実施状況

- 手続案内における筆談や、講習における字幕の併用など、聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通手段を活用した。

⑯ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を行います。また、飛騨地域に加え、東濃地域においても、幼児教室を実施できる体制を整備します。

(教育委員会特別支援教育課)

施策実施状況

- 飛騨・東濃地域において、聴覚障がいのある児童生徒の保護者向け相談会や学校への指導助言等を実施。
 - ・保護者向け相談会：5回
 - ・保護者向け学習会：9回
- 飛騨地域で幼児教室を実施。
 - ・幼児教室：11回 87名参加

2. 人材育成

第十一条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努めるものとする。

- ⑯ 聴覚障がい者の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の養成、確保及び技術向上の強化を図るとともに、字幕入りビデオの制作、貸し出しの充実に努めます。聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 聴覚障害者情報提供施設運営費（手話通訳者養成・スキルアップ研修、要約筆記者養成・研修）
 - ・手話通訳者 養成 27名【+14】、スキルアップ研修 10回【△2】
派遣 224件【△29】 509名【△48】（聴覚障がい関係団体派遣）
 - ・要約筆記者 養成 7名【△6】（手書 4名【△3】、PC 3名【△3】）、要約筆記者等研修 3回【△1】
派遣 89件【△16】 223名【△16】（聴覚障がい関係団体派遣）
- 手話通訳者養成講座日程の変更
 - ・手話通訳者養成講座日程を変更し、講座受講者の受験機会を増やした。
- 手話通訳者養成支援事業
 - 手話通訳者を目指す手話奉仕員向けのスキルアップ講座や、手話通訳者統一試験受験対策講座を実施し、手話通訳者の養成・確保を図る。
 - ・手話通訳者統一試験対策講座
受講者 22名【△3】 20回【△1】実施
 - ・手話奉仕員向けスキルアップ講座
受講者 16名【-】 15回【+1】実施
- 手話通訳者統一試験事業
 - ・手話通訳者統一試験
受験者：35名【+4】、合格者：4名【-】
- 手話通訳士養成事業
 - ・手話通訳士養成講座
受講者：14名【△1】 25講座【△2】実施
 - ・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）
受験者：14名【△1】 合格者：1名【△1】

- 聴覚障害者情報提供施設運営費（ビデオ制作・貸出事業）
 - ・字幕入りビデオ製作等 43 本【+24】（Youtube を活用した動画配信を含む）
- 聴覚障害者情報提供施設運営費（手話通訳者設置・広域調整）
 - ・県窓口業務としての手話通訳業務
実施件数：1 件【+1】
 - ・市町村間の広域調整
手話通訳者：69 件【△1】
 - ・要約筆記者：2 件【+1】
- 第4期岐阜県障がい者総合支援プラン 達成目標
 - ・手話通訳者統一試験合格者数（累計）
令和8年度末目標：66 名 令和6年度末実績：50 名【+4】
 - ・要約筆記者（手書）統一試験合格者数（累計）
令和8年度末目標：60 名 令和6年度末実績：56 名【+4】
 - ・要約筆記者（PC）統一試験合格者数（累計）
令和8年度末目標：36 名 令和6年度末実績：29 名【+3】

⑯ 視覚障がい者の意思疎通手段を確保するために点訳奉仕員、音訳奉仕員の充実を図るとともに、デイジー図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。

（障害福祉課）

施策実施状況

- 点訳音訳奉仕員養成事業
 - ・点訳奉仕員養成講座 修了者 7 名【+1】
 - ・音訳奉仕員養成講座 修了者 10 名【+3】
- リーディングサービス事業
 - ・録音図書完成数 59 タイトル 59 卷【△18】
 - ・デジタル録音図書製作
CD 図書 59 タイトル【△18】、テキストデイジー図書 64 タイトル【+20】
 - シネマ・デイジー 3 タイトル【-】

⑰ 中途失明者に対して、点字訓練、パソコン指導等を行い社会生活への復帰を支援します。また、地域で相談会を実施し相談体制の充実を図ります。

（障害福祉課）

施策実施状況

- 中途失明者緊急生活訓練事業
 - 相談 314 回【+14】／点字学習指導 2 名【△2】／歩行訓練 89 回【△39】／
 - パソコン機器等訓練 472 回【+282】／生活訓練 29 回【+17】

㉑ 盲ろう者通訳介助者を養成し、派遣することによって、盲ろう者の意思疎通支援を行い、社会参加の促進を図ります。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 盲ろう者通訳・介助者養成派遣事業
 - ・盲ろう者通訳・介助者派遣 512 件 【△31】
 - ・現任者研修 受講者：延べ 15 名 【△19】
- 第4期岐阜県障がい者総合支援プラン 達成目標
 - ・盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計）
令和8年度末目標：310 名 令和6年度末実績：301 名 【+3】

㉒ 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者が発声訓練等により、発声方法を獲得し社会復帰できるよう講習会を実施します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業
 - ・発声訓練教室 岐阜教室：47 回 【+4】 延べ 551 名 高山教室：47 回 【-】 延べ 180 名

㉓ 失語症者に対する意志疎通支援者を養成し、派遣することによって、失語症者の社会参加・復帰を支援します

(障害福祉課)

施策実施状況

- 失語症意思疎通支援者養成・派遣事業
 - ・失語症意思疎通支援者養成事業
実施回数：12 回 【+2】 修了者：4 名 【△2】
 - ・失語症意思疎通支援者現任者研修
実施回数：1 回 【-】
 - ・失語症意思疎通支援者派遣 個人 28 件 【△22】 団体 23 件 【+3】
派遣者数延べ 210 名
- 第4期岐阜県障がい者総合支援プラン 達成目標
 - ・失語症者意思疎通支援者養成人数（累計）
令和8年度末目標：96 名 令和6年度末実績：74 名 【+4】

㉔ 手話通訳者、手話通訳士、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を養成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 支援者養成
 - ・手話通訳者養成講座 修了者 27名（再掲）
 - ・要約筆記者養成講座 修了者 7名（手書 4名、PC 3名）（再掲）
 - ・点訳奉仕員養成講座 修了者 7名（再掲）
 - ・音訳奉仕員養成講座 修了者 10名（再掲）
 - ・盲ろう者通訳・介助者養成講座 修了者 3名
 - ・失語症意思疎通支援者養成講座 修了者 5名（再掲）
 - ・同行援護従事者養成研修 修了者 27名
- 現任者研修
 - ・手話通訳者現任者スキルアップ研修 10回（再掲）
 - ・手話通訳者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 修了者 3名
 - ・要約筆記者等研修 4回（再掲）
 - ・要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 受講者 2名（手書・PC各1名）
 - ・盲ろう者通訳・介助者現任研修 2回（再掲）
 - ・失語症意思疎通支援者現任研修 1回（再掲）
- 第4期岐阜県障がい者総合支援プラン 達成目標
 - ・手話通訳者統一試験合格者数（累計）
令和8年度末目標：66名 令和6年度末実績：50名（再掲）
 - ・要約筆記者（手書）統一試験合格者数（累計）
令和8年度末目標：60名 令和6年度末実績：56名（再掲）
 - ・要約筆記者（PC）統一試験合格者数（累計）
令和8年度末目標：36名 令和6年度末実績：29名（再掲）
 - ・盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計）
令和8年度末目標：310名 令和6年度末実績：301名（再掲）
 - ・失語症者意思疎通支援者養成人数（累計）
令和8年度末目標：96名 令和6年度末実績：74名（再掲）

3. 啓発、意思疎通手段及び学習機会の確保

第十二条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

㉕ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 意思疎通支援者派遣事業（啓発）
 - ・意思疎通手段に係る啓発イベントを実施
- 実施日：令和6年11月9日（土）
- 実施場所：カラフルタウン岐阜 カラフルパーク
- 実施内容：ステージイベント、ブース展示を実施

㉖ 事業者、学校、公官庁に対して、手話や要約筆記及び聴覚障がいに関するアウトリーチ事業を実施し、理解促進に努めます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 聴覚障害者情報提供施設運営費（聴覚障がい者の福祉向上のための事業（アウトリーチ事業））
 - 手話等に関するアウトリーチ事業（再掲）
 - ・聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座
- 実績：50件【+12】（行政（市役所）、教育機関、支援機関）
- 年間参加者：約1,700名【△440】

㉗ 色の使い方をはじめ、印刷物や建物のサイン等を作成する際に配慮すべき事項をまとめたガイドブックを活用し、誰に対しても見やすく分かりやすい情報の提供に努めます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 障がい者福祉の手引き等の作成にあたり、障がい者に配慮した情報の提供を実施した。
※令和2年度に「視覚情報のためのユニバーサルデザインガイドブック」の作成及び
色弱模擬フィルタの貸出を開始

㉙ 障がい者及び障がい者を支え、見守る人材に対する消費生活相談窓口等の周知と手話通訳等による相談体制の整備を図ります。

(環境生活部県民生活課)

施策実施状況

- 障がい者見守り団体と連携して、啓発資材を作成、配布するとともに、関係団体への情報発信を実施した。
障がい者見守りガイドブック：450部【-】
- 県相談窓口には筆談ボードを配備し、聴覚に障がいのある方の相談に対応した。

㉚ 若年者が巻き込まれやすい消費者トラブル事例や相談窓口を周知するため、特別支援学校高等部向けの消費者教育副読本を作成し、授業等における活用を促進します。

(環境生活部県民生活課)

施策実施状況

- 特別支援学校高等部向けのWeb版消費者教育副読本を作成し、県ホームページに掲載した。

4. 学校設置者の取組み

第十三条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

- 2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

- ⑩ 学校の総合的な学習（探究）の時間や「ひびきあい活動」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話等のコミュニケーション方法を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

（教育委員会義務教育課）

（教育委員会高校教育課）

施策実施状況

○ 「ひびきあい活動」の実施

- ・県内全ての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び高校・特別支援学校において、人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高める。

○ 「ひびきあい活動」の効率的な実施に向け、人権研修会を開催

<人権教育協議会>

年6回開催（全体会2回、小委員会2回、研究委員会2回）

<人権教育指導資料の配布>

年1回 各学校へ配付（第60集）

<人権教育研修会>

・小中幹部研修会（収集又はオンライン）：6地区

・小中教員研修会（収集又はオンライン）：6地区

・高校・特別支援学校研修会（オンライン開催）

- ⑪ 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

（教育委員会特別支援教育課）

施策実施状況

○ 特別支援教育ネットワーク強化事業

各障がい種に対する専門性の高い特別支援学校をコア・スクールとして位置付け、指導的立場の教員（コア・ティーチャー）を養成した。

- ・コアティーチャーの養成：15名【△4】

- ・外部講師による研修会実施：10回【+1】

- ・養成研修報告会をオンライン開催し、県立特別支援学校に対してオンライン公開

- ㉚ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

（教育委員会教育研修課）

施策実施状況

○ 専門研修

- ・「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」、「個別の教育支援計画の作成・活用」等の障がいのある児童生徒の支援についての研修を実施。

- ㉛ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、障がいのある児童生徒に適切な支援が行えるよう、地域におけるスムーズな連携体制を構築します。

（教育委員会特別支援教育課）

施策実施状況

○ 特別支援教育ネットワーク強化事業

各地域の特別支援教育ネットワークの構築に向けて課題を明確にして協議を実施した。

- ㉜ 岐阜聾学校をはじめ、県立の高等学校及び特別支援学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

（教育委員会特別支援教育課）

施策実施状況

○ 聴覚障がい児童生徒支援充実事業

聴覚障がいのある児童生徒の在籍校に対し、音声情報を文字情報に変換するソフトを整備した。

- ・整備数：25式（LiveTalk）

整備した学校：岐阜聾学校、聴覚障がいのある生徒が在籍する高校等

5. 事業者への協力

第十四条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力をを行うよう努めるものとする。

- ⑯ 事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座を実施します。また、障がい種別ごとの理解啓発については、関係団体と仲介を行います。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 県職員出前講座（令和元年度～）
 - 聴覚障害者情報提供施設運営費（聴覚障がい者の福祉向上のための事業（アウトリーチ事業））
 - 手話等に関するアウトリーチ事業（再掲）
 - ・聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座
- 実績：50 件【+12】（行政（市役所）、教育機関、支援機関）
年間参加者：約 1,700 名【△440】

- ⑯ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

施策実施状況

- 障がい者委託訓練費、障がい者職業訓練コーディネーター設置費
 - ・知識・技能習得訓練 2 コース【△2】
 - ・実践能力習得訓練 4 コース【△3】
- 入校者 14 名【△12】、修了者 13 名【△8】、就職者 5 名【△4】、
就職率 35.7%【△5.2 ポイント】

- ⑯ 事業者による講演会等の開催における、手話通訳、要約筆記の意思疎通手段の確保を支援します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 手話通訳者、要約筆記者の確保等に関し支援を実施。（再掲）
 - ・手話通訳者 派遣 224 件【△29】 509 名【△48】（聴覚障がい関係団体派遣）
 - ・要約筆記者 派遣 89 件【△16】 223 名【△16】（聴覚障がい関係団体派遣）